

平成28年8月19日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社指名停止措置について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

下記のとおり指名停止措置を行いました。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

- ① 富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1
- ② 大井電気株式会社 神奈川県横浜市港北区菊名7-3-16
- ③ 日本電気株式会社 東京都港区芝5-7-1

2. 指名停止措置期間 : 1ヶ月 平成28年8月19日～平成28年9月18日

3. 指名停止措置の範囲 : 関東地区

4. 事実概要

上記の事業者は、東京電力ホールディングス株式会社(旧:東京電力株式会社)が発注する特定電力保安通信用機器の製造販売について、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、平成28年7月12日に公正取引委員会から認められた。

5 指名停止措置理由

上記4は、「指名停止措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当すると認められる。指名停止の期間については、課徴金減免制度が適用されていることから、短期2ヶ月の2分の1の期間とする。

「指名停止措置要領」別表第2第5号

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められると き(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内

以上